

# 法改正及び基本計画策定の効果について

## 能開法改正

審議会における審議を経て、下位法令、指針の策定等

審議会における議論を踏まえ計画案を策定の上、関係省庁、都道府県への協議

## 基本計画策定

各都道府県は合議制の機関における審議を経て都道府県職業能力開発計画を策定  
当該計画を踏まえ、必要に応じ、公共職業訓練コースや施設の見直しを実施

### 【事業主】

○法第11条において作成が努力義務とされている事業内職業能力開発計画について、改正された法令や新たな基本計画の内容を踏まえて見直し  
※法第12条において選任が努力義務とされている職業能力開発推進者が担当

○事業内職業能力開発計画の見直し内容を具体化するため、

- ①事業内における職業訓練や職業能力評価等の見直し
- ②キャリア形成促進助成金(☆)を活用した教育訓練機会の確保
- ③雇用する労働者の配置その他の雇用管理の見直しやキャリア・コンサルティング等の機会の確保

等を実施し、労働者のキャリア形成を支援

☆助成金の基本的な支給要件として、労働組合等の意見を聴いて作成した事業内職業能力開発計画に基づく年間の職業能力開発計画を策定していること、職業能力開発推進者を選任している事業主であること等が掲げられている。

### 【国・都道府県】

○改正された法令や新たな基本計画の内容を実現するため、

- ①必要な職業訓練等の実施
- ②事業内における職業能力開発の取組の中心的な担い手となる能力開発推進者への講習
- ③キャリア形成促進助成金による事業主の取組の後押し
- ④事業主、労働者その他国民一般に対する情報提供、広報啓発等を実施し、労働者のキャリア形成を支援